

令和3年度 定期監査実施計画（修正後）

監査委員は、杉並区監査委員監査基準第10条第2項に基づき、以下のとおり定期監査実施計画を定め、定期監査を実施する。この定期監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づき、財務に関する事務の執行に対する監査とする。

1 実施方針

執行された事務事業について、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務について、各所管におけるリスク分析とその対応が適切に行われているか、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように、経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して監査を実施する。

2 監査の重点事項

次の事項に重点を置き監査を行う。

- (1) 随意契約について
- (2) 履行確認について
- (3) 補助金の執行について
- (4) 現金及び金券類の出納保管状況等について
- (5) リスクへの対応状況について（業務マニュアル等の整備状況、過去の不適切な事務処理等への対応の引継ぎや実務研修の実施状況等）

3 監査の実施期間及び通知

監査の実施期間は次のとおりとする。なお、実施に当っては、区長等関係機関に対し実施日のおおむね1か月前までに通知する。

部 局 名	実施期間
政策経営部	10月上旬～2月下旬
総務部・会計管理室	10月上旬～2月下旬
区民生活部	5月中旬～12月下旬
保健福祉部	5月中旬～12月下旬
子ども家庭部	5月中旬～12月下旬
都市整備部	4月中旬～11月下旬
環境部	4月中旬～11月下旬
教育委員会事務局（学校を含む。）	10月上旬～3月下旬
行政委員会等事務局	10月中旬～1月下旬

4 監査の対象範囲

令和2年度及び令和3年度の監査実施当日までに執行された以下の会計に係る事務事業

- (1) 杉並区一般会計
- (2) 国民健康保険事業会計
- (3) 用地会計
- (4) 介護保険事業会計
- (5) 後期高齢者医療事業会計

財産の管理状況は、監査日現在とする。

5 監査の対象部局等

庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した次の庁外施設（46か所）とする。

部局名	監査の対象施設
区民生活部 7所	区民事務所(2所)、地域区民センター(2所)、消費者センター、産業振興センター、体育施設(1所)
保健福祉部 14所	障害者福祉会館、こども発達センター、障害者地域相談支援センター(1所)、福祉事務所(3所)、保健所(新型コロナウイルス予防接種担当を除く)、保健センター(3所)、ゆうゆう館(4館)
子ども家庭部 12所	保育園(4園)、保育室(1室)、子供園(1園)、児童青少年センター、児童館(4館)、子ども・子育てプラザ(1所)
都市整備部2所	杉並土木事務所、公園管理事務所(1所)
環境部1所	清掃事務所方南支所
教育委員会事務局 (学校を含む)10所	済美教育センター、就学前教育支援センター(特別支援教育課を含む)、中央図書館、地域図書館(1館)、小学校(4校)、中学校(2校)

6 監査の方法

提出された監査資料に基づく関係部課長の説明聴取、質疑応答、関係資料と諸帳簿、帳票等の照合、証拠書類の確認をする。また、庁外施設については、施設の管理状況等を実査する。

7 監査の結果に関する報告及び公表

監査の結果は、区長等関係機関に速やかに報告し、公表する。

また、業務改善を促すための監査結果に基づき、区長等から具体的な措置の内容が示された場合は、その内容を公表する。